

○宮崎大学産学・地域連携センター専任教員選考規程

平成18年 3月23日
制 定

改正 平成19年 3月22日 平成20年 3月25日
平成22年 9月22日

(趣旨)

第1条 この規程は、宮崎大学産学・地域連携センター規則第7条第2項の規定に基づき、宮崎大学産学・地域連携センター(以下「センター」という。)の専任教員の選考に関し、必要な事項を定めるものとする。

(選考)

第2条 専任教員の選考は、宮崎大学センター管理運営委員会(以下「管理運営委員会」という。)の議に基づき、学長が行う。

(選考委員会)

第3条 管理運営委員会に、センター専任教員選考委員会(以下「選考委員会」という。)を置く。

(選考委員会の組織)

第4条 選考委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 管理運営委員会委員の中から選出された委員 3人
- (2) センター長

(委員長)

第5条 選考委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、選考委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代行する。

(選考方法)

第6条 専任教員候補者の選考は、公募によることを原則とする。

(候補適任者の選出)

第7条 選考委員会は、候補者について、3分の2以上の委員の出席する委員会において審議し、出席委員の3分の2以上の同意を得て、管理運営委員会に推薦する。

(候補者の選定)

第8条 管理運営委員会は、前条の規定により推薦された候補適任者について、委員の3分の2以上出席する委員会において審議し、出席委員の3分の2以上の同意を得て専任教員候補者(以下「候補者」という。)を選定する。

- 2 管理運営委員会は、前項により選定した候補者を学長に推薦する。

(事務)

第9条 選考委員会の事務は、研究国際部産学・地域連携課において処理する。

附 則

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 宮崎大学地域共同研究センター専任教員及び客員教授等選考規程(平成16年4月1日制定)は、廃止する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年10月1日から施行する。